

5月 ほけんだより

令和5年5月22日
伊勢崎特別支援学校
ほけんしつ

新学期がはじまって、1か月以上が経ちました。新しいクラスや友だちにも慣れて、元気に遊ぶ姿がよく見られています。健康診断では、事前学習をがんばってくれているので、苦手な検診にも挑戦し、成長した姿が見られて嬉しいです。また、学校歯科医の先生にも、「みなさん上手に受けられていますし、むし歯も少ないです」と褒められました。日頃のご家庭での丁寧なケアのおかげと感謝しています。少し慣れてきた分、心もからだも疲れが出やすい時期です。ご家庭と連携し子どもたちを丁寧にみていきますので、よろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の出席等の対応について



令和5年5月8日より、新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが5類に移行したことを受けて、ガイドラインの改定が行われました。

- 出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。
- 「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- 「発症した後5日を経過」や「症状が軽快した後1日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。
- 出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨します。ただし、児童生徒等の間で感染の有無やマスクの着用の有無によって差別・偏見等がないよう、適切に指導を行います。
- 令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われないことから、同居しているご家族が新型コロナウイルスに感染した児童生徒等であっても、新型コロナウイルスの感染が確認されていなければ、直ちに出席停止の対象とはしません。

「化学物質過敏症」って知っていますか？

化学物質過敏症は、洗剤、柔軟剤、アルコール消毒剤、芳香剤などの日常生活で私たちが何気なく使用しているものに含まれる化学物質に接触することで、頭痛や倦怠感、不眠など多岐にわたる症状があらわれる疾患です。発症するとごくわずかな化学物質に対しても敏感な状態となります。一般に安全と言われている量でも、発症することがあります。誰でも発症する可能性があるということを知りながら生活することが大切です。

～家庭で可能性のあるものの例～



柔軟剤
化粧品
シャンプー
たばこ
香り付き文房具
香水

～学校で可能性のあるものの例～



ワックス
マーカー
塗料
墨汁
洗剤
接着剤

ほとんどの人は反応しないので、つらさに気づけないことが多いそうです。



かおりについて、いっしょに考えてくださると嬉しいです。



～今後の検診日程～

| 健康づくり財団・学校医関係の検診 |
|---|
| 5月26日 (金) 尿検査② (未提出者・再検査者) |
| 5月31日 (水) 内科検診① (小3～6) |
| 6月14日 (水) 尿検査予備日 (未提出者・再検査者) |
| 6月15日 (木) 眼科検診 (全学年) |
| 6月28日 (水) 内科検診② (小1～2・中学部) |
| 6月30日 (金) 整形外科検診 (小1・小6・中1・内科検診で必要といわれた人) |



～上履き寄付のお願い～
サイズが合わなくなった上履きがあれば、きれいに洗ったあとに担任の先生を通してほけんしつに寄付していただくと助かります。以下のサイズが不足しています。



20.5 cm 21 cm 21.5 cm 26.5 cm以上の上履き